

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示 保険医療機関等の指定  
肥料の分析検査の結果の概要
- 土地改良区の役員の退任 (二件)
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 保安林の指定の解除予定 (二件)
- 土地収用法による事業の認定
- 県道の路線の認定
- 県道の区域の決定
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可
- ◆ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆ 公 告 埋容師試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クリ内科胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三	昭和五十九年三月一日
加藤医院 佐治出張 診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二二三 三五	"
有限会社常田薬 局	鳥取市西町二丁目一〇一	"
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	"
錦織眼科医院	米子市東町二五一	昭和五十九年二月十五日

### 鳥取県告示第二百一十一号

肥料取締法 (昭和二十五年法律第二百二十七号) 第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同条第六項の規定により、次のとおり公表する。



特殊肥料

指 定 名	生産届出業者	届 出 名 (商品名)	有害重金属 等の含有量 の判定
たい肥	ときわ化研株式会社	たい肥 (カルミックス)	
			○

(注) 有害重金属等の含有量の判定の欄中「○」は分析検査に供した標品の有害成分含有量が、昭和二十五年農林省告示第七十七号(特殊肥料等の指定)に定める制限量以下であることを示す。

鳥取県告示第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり五千石井手土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 湯 原 健 米子市諏訪六二七

昭和五十九年二月二日退任

鳥取県告示第二百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 遠 藤 宣 雄 西伯郡名和町大字門前八二

昭和五十九年二月二十三日退任

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、上原土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十五号

国府町から申請のあつた町営土地改良(玉銚地区草地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十六号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（門田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津・気高郡鹿野町大字河内字本谷（以上二

字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに三朝町役場及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字下高谷一九七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

東郷町

二 事業の種類

町道舎人線道路改築工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東郷町大字北福字宮の越、字二の芦垣、字角田、字大田及び字庄司田並びに大字漆原字厚垣、字二の厚垣及び字笹ナギ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 東郷町役場

鳥取県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

318	整理番号	路線名		重要な経過地
		起 点	終 点	
伏野覚寺線		鳥取市伏野	鳥取市覚寺	

鳥取県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年三月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	伏野覚寺線	区 間	鳥取市伏野字渡上二二地先から同市覚寺字下隈ノ内三一―一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	六・九〇 四七・〇	延 長 (メートル)	八、七六〇・〇
-----	-------	-----	---------------------------------	-----------------	--------------	------------------	---------

鳥取県告示第二百二十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所  
田後港港湾管理者 鳥取県  
鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二二〇
- 二 埋立ての免許の年月日及び番号  
昭和五十八年十月十四日 鳥取県指令受港第二号
- 三 しゅん功認可の年月日  
昭和五十九年三月六日
- 四 埋立区域

(一) 位置

(二) 区域  
岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九―一―地先公有水面

①の地点から④の地点までを順次に通る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び④の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑤の地点から⑩の地点までを順次に通る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び⑩の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 松島灯台から一五一度〇四分四八秒 四八三・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一四六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二三六度〇八分〇五秒 六・三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地点
- ⑤の地点 松島灯台から一五二度二六分〇四秒 四八四・〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二三一度三三分四六秒 一・三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一七八度二六分四〇秒 三・二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二三六度〇八分〇五秒 七・八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二六二度一〇分四〇秒 二・〇メートルの地  
点

⑩の地点 ⑨の地点から二一五度三三分〇八秒 一・九メートルの地  
点

⑪の地点 ⑩の地点から三一七度五七分三八秒 二・六メートルの地  
点

(三) 面積

四九・八六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の  
規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定  
により公示する。

昭和五十九年三月十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年三月二十一日午後一時から  
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

西伯郡岸本町坂長一二一六番地一

志直英義

境港市幸神町一六六番地

友森正治

倉吉市大立五七番地

河野勝利

米子市西福原一二六九番地

梶川勝義

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試  
験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容  
師試験を次のとおり実施する。

昭和59年3月13日

鳥取県知事 西 尾 世 次

<p>1 試験の日時及び場所</p> <p>(1) 学科試験              日時 昭和59年 5月 8日 (火) 午前10時から              場所 倉吉市東遊城町 2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室</p> <p>(2) 実地試験              日時 昭和50年 6月11日 (月) 午前 9時から              場所 鳥取市南吉方一丁目71番地 3 鳥取県理容美容高等専修学校</p> <p>2 受験資格              学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者又は理容師法の一部を改正する法律 (昭和28年法律第49号) 附則第 4 項若しくは美容師法附則第11項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者であつて 厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後 1 年以上 (実日数280日以上) の実地習練を経たもの。</p> <p>3 試験の方法</p> <p>(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。</p> <p>(2) 昭和57年又は昭和58年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令 (昭和28年政令第282号) 第 5 条第 4 項又は美容師法施行令 (昭和32年政令第277号) 第 2 条第 4 項の規定により、学科試験を免除する。</p> <p>4 試験の科目及び事項              理容師法施行規則 (昭和28年厚生省令第41号) 第19条又は美容師法施行規則 (昭和32年厚生省令第43号) 第19条に規定する科目及び事項について行う。</p>	<p>5 出願の方法</p> <p>(1) 願書の提出期間              昭和59年 4月 2日 (月) から同月16日 (月) まで (郵送のものについては、昭和59年 4月16日 (月) までの消印のあるものは、有効とする。)</p> <p>(2) 願書の提出先              ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所              イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生課</p> <p>(3) 提出書類              ア 受験願書 (所定の様式によること。)              イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行つた場所及び期間を記載すること。)              ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書              エ 実地習練を行つたことを証する書面              オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書              カ 写真 (出願前 6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。)              (4) 3の(2)により学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理 (美) 容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。              (5) 提出部数              提出書類は、正副二部提出すること。              6 試験手数料及びその納付方法等</p>
--	---

- (1) 試験手数料 6,000円
- (2) 納付方法  
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験  
 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験
- ア 受験通知書及び上ばき
- イ 理容師試験を受ける者
- ウ 白衣
- イ) 調髪、顔そりに必要な器具及び材料
- ウ) 応急薬品
- ウ 美容師試験を受ける者
- ウ) 白衣
- イ) 調髪、コールドパーマントウエーグ等に必要な器具及び材料
- ウ) 応急薬品
- ウ) モデルウイツグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さが、前、側、頭頂部はそれぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上であるもの。)
- 8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。
- 9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680) 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課(電話0857-26-7187)に照会すること。